

『消したはず 決めつけしないで もう一度』

11月9日(水)～15日(火)

『秋季全国火災予防運動』

みんなで火災を防ごう！

空気が乾燥し、火災の発生しやすい季節を迎えます。

火災の原因は、台所コンロの火、タバコの火、ストーブの火、たき火など、日常の暮らしの中で使っているものばかりです。火を使用する場合は細心の注意を図ることで火災は防げます。

火災の発生を未然に防止するため、火の取り扱いには十分注意しましょう。

住宅防火 いのちを守る

3つの習慣・4つの対策

《3つの習慣》

- 寝タバコは絶対にやめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

《4つの対策》

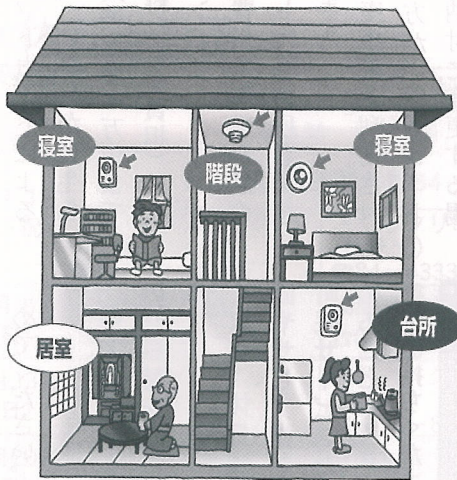
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

住宅用火災警報器の設置が義務化されています！

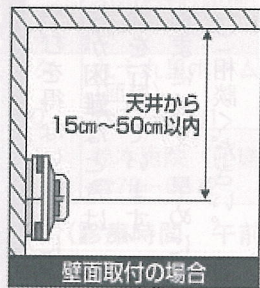
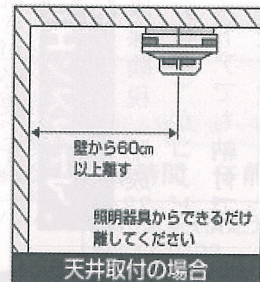
火災で亡くなられた方の大半は「住宅火災」で、その原因の多くは「逃げ遅れ」によるものです。みなさんの住まいで万が一、火災が発生したときには、早期に発見をし、避難することが重要です。その手助けとなるのが『住宅用火災警報器』です。

火災からみなさんの大切な命や財産を守るために、住宅用火災警報器を設置しましょう。

住居部分のすべての寝室と階段の踊り場に『煙感知式警報器』を設置しなければなりません。また、出火の危険が多い台所にも設置することをおすすめします。この場合『熱感知式警報器』が適しています。



- 設置してください
- 設置することをお勧めします



住宅用火災警報器普及員がみなさまのご家庭を訪問します

国の緊急雇用創出事業に伴い、千葉県から委託を受けた普及員が、町の全世帯を対象に戸別に訪問します。(訪問できない家庭もあります) この事業は、住宅火災による死者の軽減を図るため、住

住宅用火災警報器の普及啓発を目的とし、防火対策を含めたアドバイスやアンケート調査を行うものです。普及員は、「住宅用火災警報器普及員」のロゴ入りの帽子、作業服、ベスト、腕章、身分証、名刺を身に付け、2人1組で訪問します。(この事業は、玄関先での対応となり家の中へはあがりません。また、販売、斡旋も行いません)

平成20年6月1日から条例により全ての住宅の寝室と、寝室が2階などの場合は階段にも設置が義務付けられています。

期間

平成24年2月29日(水)まで
※土・日曜日・祝日を除く
午前9時～午後5時

※横芝光町は、12月中旬から平成24年2月までの予定

◆問い合わせ

匝瑳市横芝光町消防組合
予防課

☎(72)1916